# 弥富市スクールバス運行業務委託仕様書

この基本仕様書は、弥富市（以下「発注者」という。）が委託する「弥富市スクールバス運行業務委託（以下「本業務」という。）に係る概要を示すものであり、本業務に係る軽微な事項は、本書に記載のない事項であっても、本業務遂行上必要と認められる業務については、この仕様の範囲内として実施するものとする。

1　業務名

弥富市スクールバス運行業務委託

2　業務の目的

令和 10 年 4 月に開校予定の弥富市立よつば小学校（以下「学校」という。）に通学する児童の通学に係る負担軽減及び安全で安定した通学手段を確保するとともに、登下校時間外におけるスクールバス及び運転士の有効活用を図り、教育活動支援、地域福祉の向上に資することを目的とする。

3　業務期間

契約締結日の翌日から令和 13 年 3 月 31 までとする。

ただし、契約日から令和 10 年 3 月 31 日までは準備期間とし、その間の委託金額は発生しないものとする。準備期間中には、運行計画の作成、運転士の確保及び研修、試験運行その他必要な準備を行うものとする。

実際の運行業務期間は、令和 10 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までとする。

4　法令等の遵守

業務の遂行にあたっては、道路運送法等、関係法令の規定を遵守することとともに、学校教育課及び学校との連絡を密にし、その指示に従い誠実に業務を遂行しなければならない。

5　業務請負会社（受託者）及び車両管理者（運転士）の資格

（1）業務請負会社（受託者）の資格

・過去 5 年間に本業務と同等以上の業務契約を年 1 件以上契約し、契約期間中支障なく確実に履行し完了した実績を有し、落札後契約辞退及び受注者の責により契約解除の実績がないこと。

（2）車両管理者（運転士）の資格

・業務開始時点において満 65 歳以下であること。ただし、契約期間中に満 65 歳を超えることは妨げない。

・大型 2 種免許取得者であること。

・業務運転士として小型バス以上の車格のバス運転歴が 1 年以上あること。

・プロポーザル参加資格申請時にさかのぼって３年以内に運転免許証の停止処分等の原因による重大な交通違反歴がないこと。
・所属会社の社会保険に加入していること。

6　受託者の責務

Ⅰ）業務の遂行にあたりスクールバス等の運行管理業務について豊富な経験と専門的知識を有し、業務全体の指揮及び総括を行うとともに、学校教育課及び学校との円滑な連絡調整事務を行える業務責任者１名を運転士以外に置くこと。

Ⅱ）受託者は、日頃よりスクールバスの運行等に細心の注意を払うことは勿論のこと、学校教育課及び学校とは常に密接な連絡を取り、業務に支障が生じないよう配慮すること。

Ⅲ）受託者は、運転者に対し、年１回の健康診断を実施するなど、運転者の健康管理に万全を期すこと。

Ⅳ）受託者は、運転の前後に、目視及びアルコール検知器を使用して、運転者の酒気帯びの有無を確認すること。

Ⅴ）受託者は、関係法令に基づき安全運転管理者及び整備管理者を定めるとともに、小学校のスクールバス運行という学校教育に携わる業務であるとの認識を持ち、運転士に対して交通安全や児童・保護者に対する接遇等に関する研修・指導等を適宜実施すること。

Ⅵ）受託者は、本業務開始までに、必ず運行コースの試運転を行い、道路状況の熟知に努めること。また、試運転は、運転者の変更の際にも実施するものとし、新旧引継ぎを行うこと。その場合、試運転に係る費用は、受託者負担とする。

Ⅶ）バスの乗車・降車時に児童の所在確認を確実に行い、置き去り等の事故が発生しないよう、登下校時の最終乗降場所において、すべての児童が降車したことを確認すること。

Ⅷ）業務開始前及び業務終了後において、日常点検や清掃等を励行し、車両に異常等を発見した場合には、受託者は、運行を中止するなど、適切な処置を講じること。

Ⅸ）万が一、運転士が急な体調不良等で運転不可の場合に、速やかに別の運転士が運転可能なよう交代要員を配置すること。

Ⅹ）学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）に基づき、本業務の従事者に対し、制度の趣旨及び犯罪事実確認に必要な手続きについて説明し、本人の同意を得るとともに、犯罪事実確認その他法令に定める必要な措置の実施に協力しなければならない。

また、受託者は、犯罪事実確認に必要な手続きが完了した者を本業務に従事させるものとし、発注者から求めがあった場合は、必要な対応状況について報告しなければならない。

7　損害賠償

受託者は、本業務の実施において、受託者の責めに帰すべき事由により、市、学校、搭乗者及びその他第三者に損害を与えたときは、受託者の責任において、その損害を賠償しなければならない。

8　守秘義務

受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密および個人情報を他人に漏らしてはならない。なお、契約期間満了後においても、同様とする。

9　業務内容

（1）児童の登下校時等の送迎業務

受託者は、児童の登下校時の送迎については、次の事項を特に遵守し、安全かつ確実に遂行しなければならない。

① 児童に対して常に笑顔で接し、挨拶や声掛けを欠かさず行うこと。

② シートベルトを必ず着用するよう声掛けを徹底すること。

③ 乗降時は必ず安全確認後に発車すること。

④ 運行ルート及び乗降場所付近の交通状況を事前に十分把握し、安全運転に努めること。

⑤ 乗降する児童の名簿等をバスに備え付けられた端末にて確認をし、必ず児童の乗降を確認して運行にあたること。

（2）運行時刻及び経路等

Ⅰ)運行日は、原則として学校の休業日(学校が学校の休業日を授業日とする場合を除く。)を除き、運行日に属する月の前月末日の5営業日前までに、学校が受託者へ提出する運行予定表（スクールバスの運行日・運行時間等を確認できる書類等）によるものとする。

Ⅱ）運行時間は、原則として登校時は概ね午前7時 30 分にルートごとの最初の停留所を，下校時は概ね午後3時に学校を出発し、児童の登校時間（午前8時 15 分）までに、登校できるように運行するものとする。ただし、短縮授業及び学校行事等に合わせて、運航時刻を変更するものとする。なお、学校教育課及び学校の判断により台風(自然災害)や積雪等の影響により、登校便、下校便の時刻に変更が生じた場合にもこれに対応しなければならないものとする。

Ⅲ）運行経路は、表1のとおりA・B・C・D・E・F・G・H・Iの9ルートとし、それぞれバス1台により往復し、児童をピストン送迎するものとする。

Ⅳ）運行路線及び乗降場所の新規及び変更は、適宜、発注者と協議して定めるものとする。

Ⅴ）始業式・卒業式等の学校行事やインフルエンザ等の学級閉鎖、緊急時及び災害時において学校授業時間が変更となった場合は、学校が指示するルート及び時刻で運行業務を行う。

※停留所を含む運行計画等は、児童数の推移等により変更となる場合があるため、受託者は、新たなルートや停留所の設定等の検討について協力すること。

Ⅵ）スクールバスのバス停経路等は、表1のとおりとするが、スクールバスの運行ルート等の詳細については、本契約締結後に学校教育課及び学校と協議の上、決定するものとする。また、乗降場所について運行ルートの見直し等により変更する必要が生じた場合は、学校教育課及び学校と協議の上、変更することができるものとする。ただし、工事等交通状況により通行が困難もしくは危険である場合については、この限りではない。

表１　マイクロバス９台で走行、１便目の出発は南部コミュニティセンター（表内の所要時間及び走行距離は計算外)、２便目の出発は学校とする。

| | ルート名 | 所要時間 | 走行距離 | 乗車人数 | バス停経路（乗車人数） | 合計所要時間 | 合計走行距離 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | A | 33 分 | 16.7 ㎞ | 21 名 | 名古屋競馬場駒野住宅（５）→鍋田公民館（３）→南部コミュニティセンター（13） | 33 分 | 16.7km |
| | | | | | その他の業務 | | |
| 2 | B | 19 分 | 8.5 ㎞ | 18 名 | 西末広公民館（４）→操出公民館（14） | 35 分 | 12.6km |
| | | 16 分 | 4.1 ㎞ | 3 名 | 三忍寺（３） | | |
| 3 | C | 24 分 | 7.1 ㎞ | 21 名 | 境公民館（10）→狐地公民館（11）→喫茶・軽食「みつ」前 | 35 分 | 12.1km |
| | | 11 分 | 5 ㎞ | 12 名 | 中川団地コミュニティセンター（12） | | |
| 4 | D | 16 分 | 7.1 ㎞ | 5 名 | 東末広公民館（３）→稲荷公民館（２） | 36 分 | 14.2km |
| | | 20 分 | 7.1 ㎞ | 8 名 | 西蜆公民館（８）→十四山東部小学校北側 | | |
| 5 | E | 21 分 | 7.9 ㎞ | 25 名 | 富島公民館（６）→彦九田神社（４）→稲元公民館（８）→寛延神楽部屋前（７） | 35 分 | 14km |
| | | 14 分 | 6.1 ㎞ | 7 名 | ハナイ弥富工場（６）→桴場公民館（１） | | |
| 6 | F | 11 分 | 4.5 ㎞ | 26 名 | 大藤児童館（18）→松名公民館(８） | 28 分 | 10.1km |
| | | 17 分 | 5.6 ㎞ | 21 名 | こども広場（13）→鎌島公民館（８） | | |
| 7 | G | 10 分 | 5.4 ㎞ | 10 名 | 鍋田支所（10）→日の出橋南 | 28 分 | 13.6km |
| | | 18 分 | 8.2 ㎞ | 13 名 | 浄念寺納骨堂前（５）→森津公民館（８） | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 8 | H | 18 分 | 6.7 ㎞ | 19 名 | 四郎兵衛公民館（６）→亀ケ地公民館（２）→竹田公民館（１）→観音寺（７）→海部建設押萩寮前（３） | 38 分 | 9.9km |
| | | 20 分 | 3.2 ㎞ | 8 名 | 十四山東公園（８） | | |
| 9 | I | 13 分 | 5.1 ㎞ | 11 名 | NTT 西日本南海部電話交換所前（１）→神戸公民館（５）→十四山支所（５） | 34 分 | 11.8 ㎞ |
| | | 21 分 | 6.7 ㎞ | 18 名 | 八幡社の鳥居（18） | | |

（３）運行日数

通常登校日の運行日数：年間２１０日程度（登下校時以外の運行は含まない。）

（４）運行業務日誌の作成・報告

受託者は、運行及び車両の状況等について運行業務日誌に記載し、定期及び必要に応じ、学校教育課及び学校に報告しなければならない。

（５）校外学習・部活動等の一時利用の運行

次にあげる場合で、学校の登下校の運行に支障がない範囲で運行する。

・市内小中学校の児童及び生徒が学習・学校行事・部活動等のために利用する場合。

・教育委員会が主催する事業または弥富市が主催し教育委員会が必要と認めた事業で利用する場合。

また、臨時の運行を行う場合は、想定される限り早期に、学校教育課、学校及び受託者が連絡を取り合い、協議のうえ、その対応に当たるものとする。

※土・日曜日、祝日及び夏休み等の期間中も必要に応じ、運行するものとする。

（６）登下校時以外における車両及び運転士の有効活用

受託者は、登下校時以外における車両及び運転士について、発注者が有益に働くような提案を積極的に行い、実施するものとする。また、空き時間を活用し運転士を活用する場合は、発注者が指定する特殊な資格を必要としない業務を行うこと。

（７）児童、保護者及び教職員に向けた乗車体験会等の実施

受託者は、令和 10 年３月末までに児童、保護者及び教職員に向けた乗車体験会（安全教室）を行うこと。なお、場合によっては複数回行うものとし、費用は受託者の負担とする。

（８）運行業務前の準備

受託者は、運行業務が始まる令和 10 年３月末までに、運行計画の作成、運転士の確保及び研修、試験運行を行うなど、事前準備を完了させなければならない。

（９）ICT を活用した乗降確認及び安全対策

発注者は、「いつ・誰が・どこで乗降したか」や保護者が「自分の子の乗降」、「スクールバスが現在走行している現在地」等を確認できるアプリケーションを導入し、児童及び保護者の安全・安心を確

保する。また、これらを履行するために必要な経費（例 タブレット端末代、QR コード作成費、 アプリケーションシステム利用料等）は発注者が負担する。

（10）緊急時（自然災害や交通事故等）の対応

Ⅰ）受託者は、学校教育課及び学校の判断により気象警報発表時等（台風、大雨、雷、積雪等気象警報のほか地震発生時、J アラートによる緊急情報が発信された場合、事故等が発生した場合、不審者対応が必要な場合等を含む。）の影響により登校便、下校便の時刻に変更が生じた場合に、直ちに連絡体制表を作成の上、学校教育課及び学校と調整し、これに対応しなければならないものとする。

Ⅱ）受託者は、スクールバスや児童に事故があった場合は、直ちに事故処理等を行うとともに、学校教育課及び学校に報告しなければならない。また、事故処理等にあたって、受託者自らの判断に寄りがたい場合には、適切に学校教育課及び学校に指示を仰ぐものとする。

Ⅲ）受託者は、車両故障や交通事故発生等の緊急時に代替車両を速やかに手配すること。なお、追加の経費が発生することとなった場合の経費及び支払方法については、発注者と受託者で協議し決定する。

Ⅳ）受託者に起因する車両故障や交通事故等に係る使用車両の修繕料や代替車両の借上料等その他の経費については、受託者の負担とする。

Ⅴ）気象警報発表時等の運行中止等については、発注者と受託者が協議し決定するものとする。

10　運行車両

発注者が手配する車両（マイクロバス）10 台（内 1 台は点検等のための予備車）

乗車定員　29 人

Ⅰ）車両内に忘れ物を発見した際は、速やかに学校又は学校教育課に連絡し届けること。

Ⅱ）運行上の苦情については、受託者が誠意をもって対応し、その内容を学校教育課及び学校に書面で報告すること。

11　定置場所在地

弥富市稲狐町 151（南部コミュニティセンター敷地内）

12　業務委託料

（1）費用負担

委託料には、業務期間における本業務の履行に係る人件費、運行管理費（運行管理に係る諸経費）等の一切の経費を含むものとし、運行計画及び運行日数等を基に算定すること。

ただし、燃料費及び任意保険料（対人・対物：無制限、搭乗者傷害保険：5,000 万以上、車両保険：時価）については、発注者が負担し、事務手続きは受託者が行うものとする。

（2）業務委託料の支払い

業務委託料は、月払いとし、受託者は、運行日誌の写しの提出と合わせて、学校教育課へ請求す

るものとし、請求を受理したときは、その日から 30 日以内に請求された委託料を受託者に支払うものとする。

13　協議事項

本仕様書に定めのない事項については、学校教育課と受託者で協議して定めるものとする。